　　　資 料 解 説

津藩士稲葉小左衛門の日記について

はじめに

本冊は、三重県文化振興課歴史公文書班所蔵の稲葉家文書の中にある文化十二年（一八一五）年から文政五年（一八二二）にかけて、津藩士稲葉小左衛門が書き留めた日記帳四冊である。その日記はいずれも竪形態の帳面で、四つめ綴じである。一冊目の日記の表題は「侯臣要録帳」とあり、筆記時期は文化十二年正月から九月までである。二冊目は「日有記」の表題で、文化十五年（文政元）正月から十二月にかけてのものである。三冊目も「日有記」の表題で、文政三年正月から三月までの記事である。四冊目も「日有記」と表題はなっており、正月から八月までの記事となっている。いずれの日記も墨書きの濃淡や字体の変化などから日々の出来事を記録した日次記である。ただ、記述は毎日ではなく、日々の生活の中で小左衛門が必要とした儀礼慣行、印象に残った出来事を記録したもので、公用記録（『庁類』）との対比から小左衛門自身が覚として記録した私日記であると考えられる。なお、稲葉家文書は、昨年度まで『三重県史』を編さんしていた県史編さん班が、平成二十一年に古書店から購入したものである。

資料解説では、史料の位置づけを明らかにするために稲葉家、及び史料群の概要を確認し、その上で四冊の日記の内容について言及したい。

一　稲葉家と史料群概要

（一）津藩士稲葉家

稲葉家は、「公室年譜略」によると、元和元年（一六一五）五月朔日に「勘解由氏勝カ取次ヲ以テ沙村ノ営中ニ於テ召出サレ射芸ヲ善スルニ依テ騎馬隊ニ列セラル此役ニ功アリ凱旋ノ上弐百五拾石ヲ賜フト云々」とあって、武術（弓）に秀でているということ藤堂勘解由の取次で取り立られ、大坂夏陣に参戦し、陣後二五〇石を宛行われた。津藩分限帳で、その後の稲葉家の禄高、職務を見てみると、寛永七年（一六三〇）は伊勢付、藤堂勘解由組で二五〇石、慶安四年（一六五一）には江戸方、六〇〇石十二人扶持で鉄炮足軽を十三人預かっていた（『年譜』）。宝暦十一年（一七六一）には、伊賀付、二〇〇石の武具奉行（「市史」）、安政六年には伊賀付、二二〇石（『県史２』）、慶応四年（一八六八）には伊賀付で二五〇石の普請奉行（『市史』）であった。このように、稲葉小左衛門家は、当初伊勢付、慶安期に江戸方、宝暦期以降は伊賀付の藩士であった。その関係もあり、知行地は伊勢国に多い。

稲葉家の俸禄は、支配村落から直接に年貢徴収を行う形態を取っていた。いわゆる地方知行であった。津藩では、初代藩主藤堂高虎時代から藩士に直接に支配村落を宛行い、そこから藩士の責任で年貢を徴収する地方知行が行われていた。稲葉小左衛門の支配村落は、伊賀国、伊勢国に分散していた。元禄九年（一六九六）には伊勢国で一志郡小森上野村（三五石六斗）、同郡稲垣村（一二石四斗）、奄芸郡萩原村（一七一石九斗六升）の総計二二〇石弱を宛行われていた（伊賀国は不詳）（『県史３上』）。近世後期から幕末期には伊賀国で摺見村（二四石）、伊勢国で萩原村（一三七石余）、（小森）上野村（二八石余）、稲垣村（九石余）の総計二〇〇石を宛行われていた。

（二）稲葉家文書

　史料群は、現在整理中であるため、現段階では史料点数や詳細は確定できないが、概ねの点数は一〇〇点ほどである。史料の多くは近世後期から幕末期にかけての書状や覚などの一紙物で、そのほかに本書で翻刻する日記帳、覚書などの冊子類がある。

一紙物は知行所からの年貢徴収に関する史料が多い。中でも萩野村への年貢の賦課、村からの年貢納入状況を書き留めた「物成米之覚」は文政期から明治期まで多く残されている。明治元年（一八六八）の摺見村の年貢米仕切目録も残されている。しかし、実際にこれらの年貢上納を取り扱ったのは、お抱えの商人（嘉永元年は越後屋）で、商人との金子差引に関する覚や仕切状が見られる。嘉永元年の稲葉家の財政状況は、商人に多額の借金（元利合計二六九両三分余）があり、知行所からの年貢米、津や伊賀での役料などの入金を差し引きしても、二〇一両余の借入金が残っており、それらはすべて商人から借り入れていた。

また冊子類は、日記帳や覚書以外に、文久元年（一八六一）に小左衛門の娘、お國が駒田金平と婚礼した際の史料、江戸御備人数割、文政五年の屋敷替えの際に作成された屋鋪引渡帳などがある。

整理中であるため、今後に新出史料も見いだせる可能性があるが、これらの史料は、知行所に関する年貢徴収・納入システムや商人の関与等の実態を掌握できるものであり、本書翻刻の日記と併せて武家社会の様相を看取できることが期待される史料群であり、今後の活用が待たれる。

二　「日記」の性格

　この「日記」は毎日書き留められたものではないが、小左衛門を含め周辺に起こった出来事を記録しているもので、家中の動向や小左衛門の重視した行事や関心事がわかり、津藩の武家日記が少ない現状にあって、非常に有用なものである。伊賀国城代の公用記録である「庁事類編」との対比をすることで、内容そのものの信憑性が増す。

　日記概要は後述するが、概ね年頭拝礼、月次拝礼、五節句拝礼、宗門改、社参、寺参りなどのルーチンでの記事が多い。年中行事等武家儀礼に関する事柄の解明につながるものである。自身の昇進を含めて、家中人事に関する事項も書き留められており、人事異動に関する情報収集は今も昔も変わらないものであった。久居藩と津本藩との関係も座席の格式規定などにより掌握でき、家中にとっての藩法令、公儀触など何を重視していたのかも看取できる。伊能忠敬が文化年間に伊賀国を通過するが、それに関連して伊能大図の記事も散見される。文政三年に津藩校有造館、伊賀崇広堂が創設されるが、その趣旨や利用状況なども確認される。それでは、一冊ずつの主な内容検討を行う。

（一）「文化十二年侯臣要録」（正月朔日～九月十五日）

　文化十二年（一八一五）の日記の表題は「侯臣要録」とある。正月朔日から中旬までは年頭拝礼の上野城への登城、歴代藩主の仏参（墓参り）に関する記事が目立つ。藩士は毎月朔日、十五日が月次の出仕日となっているため、上野城に登城している。ただし、三月（上巳）、五月（端午）、七月（七夕）、九月（重陽）は五節句のため毎月朔日の出仕日は見送られ、五節句の日に登城を行った。

三月八日から十日にかけて藩士は、宗旨改に際しての押印があるために登城している。二十五日から二十九日にかけて稲葉小左衛門は参津した。四月二十一日に江戸より飛脚がきて、殿様の国元への御暇が、二十七日江戸出発、五月七日には国元着であることが家中に触れられた。六月一日には知行地支配の家中の面々へ、知行支配村での村役への関与や知行地百姓の藩政への関与を制限する触が出された。七月十七日には殿様が九月中旬に長野越えで越国する旨が触れられ、二十日には、安永五年（一七七六）以来の由緒書を七月中に改め、十二月二十九日の日付で来年正月二十五日までに差し出すように命じられた。二十七日には、越国のために小左衛門、杉立石蔵、竹邨金右衛門が登城し「大小姓加り」を仰せ付けられた。八月三日には殿様の越国が九月十三日となることが触れられ、越国にあわせて、曽我五助の兵書講釈依頼を水沼久大夫に申し入れた。九月十五日には小左衛門は、殿様越国の迎えのために平松宿へ出向いたが、記事はここで終わっている。

（二）「文化十五年日有記」（正月朔日～十二月二十二日）

　文化十五年（一八一八）の表題は「日有記」とあり、稲葉小左衛門はこの年の正月は「触番」となっている。この年も朔日は月次出仕の日となっているが、五節句月の朔日は免除され五節句の日が登城日となっている。

正月朔日には御殿で殿様に年頭拝礼を行っている。十一日は鏡開きを済ませ、参津している采女宅へ留守見舞いをした。十九日には梶原右膳が家老を仰せ付けられた事が触れられた。のちに右膳は民部と改名した。二月四日には小左衛門の親である一応が死去したことで、小左衛門は五十日、倅九郎、祥之助の二人は三十日の引き籠りを願い出た。亡骸は上野の上行寺へ葬送し、七日に終わった。十六日は二七日（ふたなのか）にあたることから、知行所の摺見村の百姓四人と又七が小左衛門家を訪れている。二十七日には武具馬具改めの触れが出たが、小左衛門は喪に服しているため手覚書にて改めを受けた。三月二日には、津において藤堂数馬が家老となり、三、五〇〇石番頭上席となったことが触れられた。三月八日から十日にかけて宗旨改が行われている。

　三月十八日には、内分の久居藩家老への仰せ渡しが書き留められている。それには、久居藩士は本藩（津藩）の殿様を「御本家様」、若殿様を「御本家若殿様」と唱えるように、津領全域に通達するようにとある。二十四日に小左衛門は忌中明けとなり、采女へ御礼挨拶をした。四月九日の触では、文化五年の改革で独礼小役人の削減を仰せ付けたが、差支えがあるとのことで、評議の上で召し出しも可能とした。二十七日には、公儀よりの二分判金の新規吹き替えの触れが出された。五月二日には、久居付藩士の座席格式が津本家により定められ通達された。六月は、朔日、二日、五日、十八日、二十六日、二十七日の記事に見られるように寺参拝をしている。十二日に参津して、十八日には仏眼寺での施餓鬼、墓参りを済ませ、先祖の百五十回忌を行った。二十二日には、将軍に子供が生まれ、松平陽七郎と称したことから、この文字を唱えることの禁止触が出た。新規二分判金の通用は七月十日からとする旨の触が六月二十二日に出された。

七月十三、十四日には親一応の初盆、十八日には初盆御礼挨拶にまわった。八月二日は二百十日であったが、山内弥三之進の死去のため大善寺へ、桑名又右衛門死去のため妙華寺へ参拝した。六日には祐信院十三回忌が二十六日に上行寺で行われることが触れられた。十五日には「病犬流行」と、狂犬病が流行ったためか、飼い犬を繋ぎとめるようとの触が出された。二十七日は秤改めに関して公儀触が出された。九月二十五日には天神祭礼が行われ、小左衛門宅には十九人の来客があった。二十八日には伊能大図の閲覧記事が見られる。十月十日は玄猪のため三人前の焼き物、煮物、汁、酒五合を米野へ遣わしている。二十日には伊勢、伊賀国の二十一宿が困窮しているとのことで、人馬賃銭が今年から五年間三割増との触が出された。十一月十六日には山中新五右衛門宅から出火して門長屋だけが残った。小左衛門は火事見舞いのため訪問している。

十二月三日には再び山中新五右衛門宅の焼け残りの門長屋から出火し、野中亦左衛門長屋及び味噌蔵が類焼し、山中氏馬が焼死した。早速お城へ駆けつけその後火事見舞いの訪問をした。十二日には来年の触番が決定し、小左衛門は八月が当番となった。十五日は煤払い、藤堂主膳が津家老を仰せ付けられた記事が書き留められている。十七日には小左衛門は二十石加増され、二六〇石となった。十九日には摺見村の百姓が年貢を皆済した。年貢は去年と比べて二斗二升三合減少した。二十二日には久居藩主の隠居願、養子願が幕府の大久保加賀守に提出され受け取られた旨の通達がきた。この年の日記はこの日の記事で終わっている。

（三）「文政三年日有記」（正月朔日～三月七日）

　文政三年（一八二〇）の表題も「日有記」とある。正月朔日には若殿様、藤堂采女への年頭拝礼、社参、寺参拝を行った。二月二日には山中兵助が老中加判を仰せ付けられた。五日には藤堂数馬が「総教兼職」を仰せ付けられ、「文武類役組」を預けられた。六日には寺社縁日参詣不作法禁止などの触が出された。六日には津で中西彦四郎が一〇〇石加増され三八〇石となり、鉄炮頭を仰せ付けられた。そのほか家中の異動が記されている。二月十七日には例年の宗旨改の一部変更についての通達がきた。独礼以上の宗旨一札は寺院から直接に宗旨奉行へ連判帳を差し出すように変更された。

十八日には、津の藩校有造館、上野の崇広堂に関する二月十六日付けの触が到着した。「御家中之為津表ニおゐては御学校御取立、伊州方ハ御文場御取立有之」と有造館、崇広堂創設を謳い、「士気を養立風俗相整文学武術達者ニ仕、頼母敷御用立可申為之御場ニ候」とさまざまな技能を習得させ、藩士として役立つ人材の育成を目指すものであった。二十一日にも、殿様の学校創設についての自筆書状が記されている。学校や文場へ通わせるため、これまで家中に課していた分掛米四分を一分減少させることも明言している。文政三年二月の記事は、有造館、崇広堂に関するものが多い。二月二十四日には伊能大図の閲覧を行っている。三月三日の月次出仕、そして、七日の寺参拝の記事で終わっている。

（四）「文政五年日有記」（正月朔日～八月二十九日）

　文政五年（一八二二）の表題も「日有記」である。正月は年頭拝礼から始まる。八日には「文場開席」、十一日鏡開き、十五日長田山廟参拝を行っている。二十一日には「講堂開席」のため出席し、閏正月二日にもその記事が見られる。十二日に御殿へ呼び出され、屋敷替えを申し渡された。その後も屋敷替えに関する記事が続く。二月二日には野殿清左衛門吟味の記事が見られ、取り調べをしていたところ野殿は逃亡した。十六日の記事に野殿清左衛門が尾張国で召し捕らえられたとある。十七日には伊賀へ移送され牢屋へ入れられた。三月三日には乗馬用の馬飼料代についての触があった。二十二日には野殿事件の関係者が処罰された。

四月四日には、文政三年から分掛米一分減少を元通りに戻して四分掛とする旨が触れられた。五月十九日には有造館への留学の触が出されている。その有造館は五、六月には休校であった。六月十三日には殿様の参勤延期に関する達があった。十五日には稽古場建設の演説書が書き留められている。十八日には伊賀付家中には津の学校（有造館）への留学を奨励していたが、留学を用捨して崇広堂での勉学をするようにとの達があった。この時点で伊賀の文場は「崇広堂」と記してあり、名称が確定していたことがわかる。ただ、二十四日の触では「御文場之唱爾来相止講堂と称候」と、「講堂」と称するともある。二十七日の異動により郡奉行として山内五郎太夫、郷代官には冨増藤右衛門が仰せ付けられた。七月三日には武芸免許皆伝者の名簿が記されている。小左衛門は新蔭兵法を皆伝された。七月十六日には幕府老中土井大炊頭が死去したため鳴物停止令が触れられた。八月朔日に稲葉小左衛門は講堂への入学を許可されている。十三日には拝領屋敷への引越をしたため、今まで居住していた白井九兵衛下屋敷を十四日に戻すこととなった。十六日には伊賀加判奉行として藤堂作兵衛、中西彦四郎が仰せ付けられた。そして、二十九日には殿様の病気により延引となっていた参勤交代の出発が行われた旨の触が出された。この記事をもって、この日記は終了している。

おわりに

稲葉小左衛門家は元和元年に藤堂勘解由の取次により取り立られて以後、伊勢付、江戸方（六〇〇石）を経て、近世中期以降は伊賀付藩士として、二〇〇から二五〇石の禄高を宛行われた。俸禄の形態は幕末期まで地方知行で、伊勢国萩野村を中心に伊賀国にも知行地があった。

日記は、文化十二年から文政五年にかけてのもので、毎日書き留められたものではないが、当時の月次出仕など年中行事や家中の儀礼を確認することができる。概ね年頭拝礼、月次拝礼、五節句拝礼、宗門改、社参、寺参りなどのルーチンの記事で占められている。そのほか、この時期の社会情勢を反映して、家中人事、久居藩座席格式、伊能忠敬伊能大図に関する記事も散見される。日記後半の文政三年に津藩校有造館、伊賀崇広堂が創設されるが、その趣旨や利用についても記述されている。現在も残されている有造館や崇広堂関係史料との照合することで、藩校の実態がさらに詳細に検証できる可能性がある。

いずれにしろ、藤堂藩家中史料が希少な中、稲葉家文書は藩政史料の欠を補完するものであり、今後、家中研究は勿論、津藩研究に役立てられることも期待したい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（藤谷　彰）

【参考文献】

『庁事類編』上巻（昭和五十一年）、以下『庁類』とする。

『公室年譜略』（上野市古文献刊行会、平成十四年）、以下『年譜』とする。

『伊賀市史』資料編　第五巻　近世（平成二十四年）、以下『市史』とする。

『三重県史』資料編　近世２（平成十五年）、以下『県史２』とする。

『三重県史』資料編　近世３上（平成二十年）、以下『県史３上』とする。